



令和6年1月29日  
都市局公園緑地・景観課

## 都市公園が果たしてきた意義・役割を象徴する165の施設を登録 ～都市公園制度制定150周年記念公園施設登録～

我が国の都市公園制度は、明治6（1873）年1月に発せられた太政官布達第16号※が始まりとされており、令和5（2023）年はその150周年にあたるため、国・地方公共団体・関係団体により「都市公園制度制定150周年記念事業推進委員会（以下、「推進委員会）」を設置し、年間を通じて、都市公園制度制定150周年記念事業を実施してきました。

今般、記念事業の150周年記念顕彰として、全国の都市公園における165の施設を、都市公園が果たしてきた意義・役割を象徴する施設として、推進委員会において登録（都市公園制度制定150周年記念公園施設登録）しました。

※我が国の公園制度は、太政官布達第16号によって、江戸時代の緑の名所といった人々が集い、憩う「群衆遊観の地」を「公園」として公有地化し開放することから始まりました。この布達に基づいて、東京府において浅草公園、上野公園等が「公園」として指定されました。

### ● 都市公園制度制定150周年記念公園施設登録について

#### （1）趣旨

都市公園制度制定以降150年に亘る長い歴史の中で、都市公園が国民の暮らしやライフスタイルを投影しながら果たしてきた役割を振り返り、これらを象徴し、かつ現存する公園施設を登録の上、先人が築いてきた公園整備のプロセスや市民とのかかわりの歴史としてこれらの公園施設の事跡を記録し、広く国民に周知するとともに次世代に伝えることを目的としています。

#### （2）登録施設

推進委員会で定めた登録基準に該当する都市公園における公園施設で、整備当時のものが現存する施設を対象とし、地方公共団体等からの申請を踏まえ、165の公園施設を都市公園が果たしてきた意義・役割を象徴する施設として登録しました。（概要は別紙1、登録施設リストは別紙2を参照下さい。）

各登録施設の概要については専用ポータルサイトをご参照ください。

ウェブサイトのURL <https://www.posa.or.jp/150year/>

#### （参考）都市公園制度制定150周年記念事業

都市公園制度制定150周年を契機として、都市公園に対する関心の喚起や意義・必要性の再認識を促し、これからの都市公園の更なる発展の機会とすべく、国・地方公共団体・関係団体により推進委員会を設置し、令和5年の年間を通じて「都市公園制度制定150周年記念事業」を実施。

\*当該事業の取組については専用ポータルサイトをご参照ください。

ウェブサイトのURL <https://www.posa.or.jp/150year/>

#### 【問い合わせ先】

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 石川、尾崎

電話：03-5253-8111（内線32-946、32-945）、03-5253-8419（直通）